

○事務局長の専決に関する規程

〔 昭和 4 3 年 9 月 1 1 日 〕
規 程 第 3 6 号

(目的)

第1条 この規程は、長崎縣市町村職員共済組合運営規則（昭和37年規則第2号）第4条の規定に基づき理事長がその権限に属する事務の一部を事務局長に専決させることができる事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で「専決」とは、事務局長があらかじめ定められた範囲の事務をその責任において常時決済することをいう。

(専決事項)

第3条 次の各号に掲げる事項は事務局長に専決させる。

- (1) 組合員の資格の得喪に関する事項
- (2) 被扶養者の認定に関する事項
- (3) 組合員証、船員組合員証及び遠隔地被扶養者証に関する事項
- (4) 負担金（追加費用を含む。）掛金の調定に関する事項
- (5) 給付の決定に関する事項
- (6) 組合員貸付金に関する事項
- (7) 収入及び支出の決定に関する事項
- (8) 資金の運用に関する事項
- (9) 職員の給与に関する事項
- (10) 職員の出張に関する事項
- (11) 職員の服務に関する事項
- (12) 臨時職員に関する事項
- (13) 公告及び公報に関する事項
- (14) 日常事務の文書の決裁に関する事項
- (15) 長崎県自治会館の管理に関する事項
- (16) その他定例的な事項及び軽易な事項

2 事務局長は、前項に掲げる事項のうち、異例又は重要と認められる事項については、理事長の決裁を受けるものとする。

附 則

この規程は、公告の日から施行する。